

人のうごき
2月14日～3月13日に確認できた方
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	町内会
生まれた子 なみ、永井、たけだ、わだ、和田	岳	祥子	17区
なか中、なみ生、つぐ繁	慶介	郁子	南町3丁目
	北斗	麻希	西町3丁目

おぐやみ	歳	届出人	町内会
亡き人 渡邊 キミ子	88歳	渡邊 泰道	北町2丁目
佐藤 美代子	70歳	佐藤 豊信	第22
洞 秀子	81歳	洞 進	29
鎌田 隆雄	53歳	鎌田 壽子	北町3丁目
稲川 昭	75歳	稲川 マサ子	27区
吉川 祐吉	88歳	吉川 春子	25区
森川 祐行	83歳	森川 ケイ子	北町2丁目
中村 宮子	93歳	中村 康博	6東区
樋浦 武夫	89歳	樋浦 哲夫	5南
久保 佳通	82歳	久保 榮子	第28
高野 実	78歳	高野 志津江	34区
谷地 弥恵	91歳	谷地 文男	27区
田村 一子	92歳	千葉 康洋	11区
三井 茂	87歳	三井 康洋	第22

人口・世帯数	2月末日現在	前月比
人口	8,329人	前月比+4人
男	3,862人	前月比+6人
女	4,467人	前月比+10人
世帯数	3,879戸	前月比+6戸
出生	3人	
死亡	17人	
転入	28人	
転出	18人	
その他	0人	

無料法律相談
4月26日(木)
後1時～後5時

森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約)
予約は16日(月)まで(役場企画総務課総務室)

税務課から

30年度固定資産税(土地、家屋課)の縦覧

30年度固定資産課税台帳の縦覧を実施します。
地方税法第416条第1項によるもので、土地、家屋などにかかる固定資産税の内容を確認いただくためのものです。昨年1月1日から同年12月31日までの間に土地の売買、家屋の新・増築、取り壊しした方はご確認ください。
期間 4月2日(月)～7月31日(火)まで(土、日、祝・祭日除く)
時間 午前8時半～午後5時15分(役場開庁時間内)
場所 役場税務課
必要書類 身分証明書(免許証、

国民年金は申請で保険料免除、納付猶予を利用できます
国民年金では、毎月の保険料納付が困難な場合、申請によって保険料の納付を免除、猶予できる「保険料免除」「若年者納付猶予」の制度があります。
保険料を未納した状態で本人が死亡または1級、2級程度の障害の状態になると、死亡した本人または遺族は、遺族基礎年金、障害基礎年金を受給できません。何らかの理由で年金保険料を納入できない場合は、保険料の免除、納付猶予を申請しましょう。
国民年金を受給するためには、

原則25年(300月)以上の「支給資格期間」と「保険料納付済期間」が必要です。保険料免除、または納付猶予の手続きをすることで、その期間は年金の支給資格期間として扱いますので、将来国民年金を受け取るために必要な期間に算定されます。
ただし保険料を免除または納付猶予した期間は、実際に保険料を納付していないので、全額納付する場合と比べて将来受け取る年金額は少なくなります。
申請は印鑑を所持の上、役場1階1番窓口まで。お問い合わせは旭川年金事務所☎72-5004まで。
▼全額免除 保険料を全額納付した場合と比べ、年金額は3分の1になります
▼一部免除(一部納付) 「4分の1納付」「半額納付」「4分の

3納付」の3区分あり、申請者、申請者の配偶者、世帯主の前年所得によって全額免除または一部免除を判定します。納付しなかった期間は、保険料の「未納期間」となり、支給資格算定期間や支給年金額に反映されなくなります。
▼若年者納付猶予 一定以上の所得のある世帯主と同居している50歳未満の申請者本人及び配偶者の前年所得を基に審査を行います。
▼失業による特例免除 申請年度または前年度に失業(退職)した場合の免除です。雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票が必要です。
申請者以外の「請者の配偶者、世帯主の前年所得によって該当段階を判定します。

「東川町美づ風景」の賞を推薦募集
本年度の「東川町美しい風景づくり賞」の選考、審査に当たって、景観整備に力を入れている住宅を募集します(自薦、他薦不問)。審査対象は町内全域の住宅、店舗等(敷地内の花壇、建物設計、木彫看板など)で、審査委員が現地調査を行って審査します。
「美しい東川の風景を守り育てる条例」に基づく表彰です。受賞者には表彰状、1万円相当の賞品、受賞記念プレートを贈呈致します。昨年の受賞は個人部門(3カ所)でした。

犬の登録と狂犬病予防注射
犬の新規登録、狂犬病予防注射を実施します。獣医師が戸別に伺うことも出来ますのでご相談ください。

犬の新規登録料は3千円、狂犬病予防注射は3千110円です。動物病院等で別途狂犬病予防注射の受診をした場合、狂犬病予防注射済み票を交付します。手数料は550円です。
犬の所有者の変更、犬が死亡した場合は変更届けが必要です。住民室までおいでください。
生後91日以上の飼犬は、生涯に一度の登録と、年に一度の狂犬病予防注射を義務付けられています。

さまざまな活動の中心という意味。「びゅあ」は、英語のピュアから取り、地下水の町、自然豊かな町、大雪山をイメージさせる「純粹」という意味を込めたそうです。
町民47人から73件の応募がありました。「住民をはじめ国内外の老若男女が気軽に訪れ、集い、語り、学び、創(つく)り、自分の居場所のように過ごし交流できる新しいスタイルの複合拠点施設にあっている」というものです。
建物は総称して「写真文化首都『写真の町』東川町複合交流施設せんとびゅあ」。旧文化芸術交流センター側は「せんとびゅあⅠ」、新施設側は「せんとびゅあⅡ」とします。

東川小学校に隣接している地域交流センターが愛称「ゆめりん」となりました。
公募の結果、小田島小雪さん(南町4丁目)の応募名が採用になりました。「ゆめりん」は、「夢に向かって活動する場であり、ゆめ公園に隣接しており芸術に触れられる文化拠点である地域交流センターにふさわしい」というのが選定理由です。
町内26人から、40件の応募がありました。写真文化首都創生館の

愛称選定と併せて、町民から愛称を募集していました。
都市建設課から
お問い合わせは建設室☎内線243



©Mitsuaki lwago

犬の登録と狂犬病予防注射

月日	時間	場所
5月10日(木)	9:00～9:30	第三地区コミュニティーセンター(東8号北1)
	9:50～10:30	旧森林組合管理棟跡地(東5号南1)
	10:50～11:40	第3分団消防庁舎(西10号北26)
	13:00～14:00	第2分団消防庁舎(北町9丁目1)
11日(金)	9:00～9:20	上岐登牛住民集会所(東5号北7線)
	9:40～10:10	東雲住民集会所(東7号北30)
	10:30～11:30	第二地区コミュニティーセンター(西4号北30)
	13:00～14:00	17区町内会会館(北町5丁目8-12)
12日(土)	9:00～11:30	保健福祉センター横
6月2日(土)	9:00～11:30	保健福祉センター横

各種住宅補助のご案内
町内で住宅を新たに建設またはリフォームをする場合、町ではかかる費用の一部を補助する7つの制度を設けています。制度ごとに条件を設けていますので、ご希望の方は補助要綱をご確認の上お問い合わせください。
①景観住宅支援②二世帯居住推進③きた住まいる建設推進④新ストープ設置補助⑤既存住宅耐震改修補助⑥高齢者世帯住宅リノベーション支援⑦高齢者住宅バリアフリー改修の7種です。

写真の町課から
お問い合わせは☎内線591
『岩合光昭の世界ネコ歩き展』
動物写真家、岩合光昭さん(67)が世界中のネコを撮影して歩く人気の写真シリーズ「岩合光昭の世界ネコ歩き」展を開催します。
身近なネコを40年以上撮り続けている岩合光昭さんがネコの目線で世界の街角のネコを撮影した写



©lwago Photographic Office

企画総務課から

お問い合わせは☎内線290
決まりました。
町長、議会議長、役場職員、創生館運営建設委員会から民間委員が加わって愛称決定会議を設置。検討の結果、田中重美さん(北町3丁目)応募名が採用となりました。「せんと」は、英語のセントラルから町の中心を意味し、さま

写真文化首都創生館、愛称は「せんとびゅあ」
旧東川小学校グラウンド用地に建設中の写真文化首都創生館(仮称)の愛称が「せんとびゅあ」に

写真文化首都創生館の

写真文化首都創生館の